

要支援1・要支援2の人で訪問介護(ヘルパー)・  
通所介護(デイサービス)を利用している皆さまへ

平成 29 年  
4 月から

介護予防・日常生活支援総合事業  
(総合事業)がスタートします

～ 住み慣れた地域で はつらつとした暮らしを支えます ～



### ◆介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のお知らせ

2025(平成 37)年には団塊の世代が 75 歳を迎えるなど少子高齢化が進行していくなか、要支援者等の高齢者の多様な生活ニーズを地域全体で支えることを目的として、介護保険法の改正により総合事業が町の事業に位置づけられました。

◎今まで全国一律の基準で実施されていた要支援1・2を対象とした介護予防サービスのうち、訪問介護(ヘルパー)、通所介護(デイサービス)が総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」として実施されます。

<現行>

介護予防サービス

◎訪問介護 (ヘルパー)  
◎通所介護 (デイサービス)

○訪問看護  
○通所リハビリ  
○福祉用具貸与 など

<平成29年4月から>

中能登町が取り組む総合事業のサービス

◎訪問型サービス  
◎通所型サービス

○訪問看護  
○通所リハビリ  
○福祉用具貸与 など

従来どおり

# 利用の流れ

要支援認定者(要支援1・要支援2)

現在、介護保険のサービスを利用していますか？

はい

いいえ

近々、介護サービスの利用を希望している

はい

いいえ

利用(希望)のサービスは何ですか？

## A 介護保険のサービス

- 訪問看護
- 通所リハビリ
- 福祉用具の貸与 など

## B 総合事業のサービス

- 訪問介護(ヘルパー)
- 通所介護(デイサービス)

Aのサービスのみ利用

AとBの両方利用

Bのサービスのみ利用

ヘルパー週3回以上  
デイサービス週2回以上利用する

はい

いいえ

要支援・要介護認定申請をします

要介護  
1~5の人

要支援  
1・2の人

非該当  
の人

基本チェックリストに回答します

総合事業の  
対象者

元気な  
高齢者

ケアプランを作成します

(高齢者支援センター又はケアマネジャーに相談)

介護保険のサービス

◆介護予防・生活支援サービス事業  
【要支援1・2の判定を受けた人】  
【総合事業対象者と判定された人】

◆一般介護予防事業  
【65歳以上すべての人】

総合事業



# 総合事業の内容

## ◆介護予防・生活支援サービス事業

### 対象者

- 要支援1・2と認定されている人
- 基本チェックリストに該当して総合事業のサービスが必要と判断された人

### ◎訪問型サービス

#### 介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問して、日常生活でのさまざまな生活の援助を行います。  
※これまでの訪問介護(ヘルパー)の内容と大きな変更はありません。

### ◎通所型サービス

#### 介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターに通い、食事・入浴・体操・創作活動などを行います。  
また、目標に合わせた選択的サービス(運動機能・栄養・口腔機能の改善など)を行うことで、元気で自立した日常生活を目指します。  
※これまでの通所介護(デイサービス)の内容と大きな変更はありません。

#### 通所型サービスC(短期集中)「あしこし元気アップ教室」

運動指導の専門職が状態に合わせたプログラムを作成し、3か月の短期間で集中的に足腰を鍛え、運動機能が向上することによって活動的な生活を送れることを目指した通いのサービスです。

### ◎その他の生活支援サービス

#### 訪問・通所一体型サービス(短期集中)「スーパー元気アップ塾」

リハビリの専門職が状態に合わせたプログラムを作成し、原則3か月の短期間で集中的に足腰を鍛え、運動機能が向上することによって活動的な生活を送れることを目指した訪問と通所の一体型サービスです。

## ◆一般介護予防事業

### 対象者

- 65歳以上のすべての人

#### 介護予防のための取り組み

高齢者になっても生きがいや役割をもっていきいきと生活できるように体操やレクリエーションなどの介護予防のための取り組みを行っています。町内には、地域つながりサロン(34か所)、はつらつ運動教室、いきいき百歳体操教室などの介護予防教室があります。



## ◆介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が

### 開始すると何が変わる？

#### 大きな変更はありません

- ◎すでに要支援1・2と認定されている人で、訪問介護(ヘルパー)、通所介護(デイサービス)を利用している人は、引き続きサービスを利用できます。
- ◎要支援の認定期間の開始日が、平成29年6月1日以降になる方から順次、介護認定の更新時期に合わせて総合事業へ移行します。(新しい契約が必要です)
- ◎利用料金は、利用回数に応じた料金となります。

#### 利用手続きの一部が簡素化されます

- ◎介護認定を更新する場合、訪問型サービスや通所型サービスのみ利用する人は、心身や生活の状況を確認する「基本チェックリスト」(25項目・15分程度)に回答することで、総合事業対象者として介護認定を受けずにサービスが利用できます。
- ◎事業対象者となった場合、有効期間は設定されないため、定期的な更新手続きはなくなります。

#### 社会参加の視点を取り入れた介護予防の充実を目指します

- ◎「心身機能」の改善だけでなく、暮らしの中で「~したい」の実現に向けて、「社会参加」「活動」の視点を取り入れることで、高齢者が地域や社会のなかで役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続できるような介護予防の充実を目指します。

〒929-1692 中能登町能登部下85部1番地  
中能登町役場 長寿介護課 電話 72-3133  
中能登町高齢者支援センター 電話 72-2697

